

利 息 ・ 損 害 金 の 計 算 に つ い て

利息・損害金が年利の場合の、その確定額の計算については、従来から、次のように取り扱っております（計算例は、元金10万円、利率年18％、計算終期を申立日とします。）。

1 債務名義に閏年に関する特約の記載がない場合

- (1) 起算日から計算して年に満つる期間は、年利計算する。
- (2) 次に、年に満たない期間は、日割計算する。
- (3) そして、(1)と(2)を合算して、円未満を切り捨てる。

ア 年に満たない期間に閏年が含まれていないときは？

2年間	14日
● ←	● ← ● → ●
3起	5 5 (平年) 5 申
・	・
8算	8 8
・	・
2日	1 2 15日

① $100,000 \times 18/100 \times 2 = 36,000.0$

② $100,000 \times 18/100 \times 14/365 = 690.4$

③ $36,000.0 + 690.4 = 36,690.4 \rightarrow 36,690$

イ 年に満たない期間に閏年が含まれているときは？

3年間	152日	196日
● ←	● ← ● → ● ← ● → ●	
3起	6 6 (閏年) 6 7 (平年) 7 申	
・	・	・
8算	8 8 12 1 7 立	
・	・	・
2日	1 2 31 1 15日	

① $100,000 \times 18/100 \times 3 = 54,000.0$

② $100,000 \times 18/100 \times 152/366 = 7,475.4$

③ $100,000 \times 18/100 \times 196/365 = 9,665.7$

④ $54,000.0 + 7,475.4 + 9,665.7 = 71,141.1 \rightarrow 71,141$

2 債務名義に閏年に関する特約の記載がある場合

(1) 「年365日の日割りによる」旨の記載があるときは？

- 起算日から申立日までを，1年を365日とする日割計算をする。

1444日	
● ← 3起 ・ 8算 ・ 2日	● → 7申 ・ 7立 ・ 15日
○ $100,000 \times 18/100 \times 1444/365 = 71,210.9 \rightarrow 71,210$	

(2) 「1年に満たない期間につき年365日の日割りによる」旨の記載があるときは？

- ア 起算日から計算して年に満つる期間は，年利計算する。
 イ 次に，年に満たない期間は，1年を365日とする日割計算をする。
 ウ そして，アとイを合算して，円未満を切り捨てる。

3年間		348日	
● ← 3起 ・ 8算 ・ 2日	● ← 66 ・ 88 ・ 12	● → 7申 ・ 7立 ・ 15日	
① $100,000 \times 18/100 \times 3 = 54,000.0$ ② $100,000 \times 18/100 \times 348/365 = 17,161.6$ ③ $54,000.0 + 17,161.6 = 71,161.6 \rightarrow 71,161$			